

女川原発の規制基準「不適合」と東北電力の回答に関する見解

2023年10月12日

女川原発の再稼働を許さない みやぎアクション
原発問題住民運動宮城県連絡センター

東北電力が7月31日の樋口康二郎社長の定例記者会見で発表した『電線管の火災防護対策』に関わる追加工事は、工事計画のとおりにより、実施せざるをえなくなったものです。

現行の原子力規制は、原子炉の変更に係る設計や工事の内容が、設置変更許可の内容と整合し、技術基準を満たしているかについて、原子力規制庁の確認を受けるという「設工認」（設計及び工事の計画の認可）が根幹になっています。東北電力の実際の工事が、設工認と整合していなかったことは重大で、原発を管理・運転する能力があるかどうかが問われるような問題です。

そこで私ども2団体は、9月11日に東北電力に文書を送り、女川原発の現状は規制基準「不適合」だと指摘し、再稼働を延期するよう求めました。そして、追加工事を行うことになった経過、工事の内容などについて、詳しい説明を求めるとともに、情報公開と県民への説明会開催を要請しました。

質問書は9月19日頃までの回答を求めたものですが、東北電力は質問書への回答を保留したまま9月28日に再稼働の延期を発表し、回答は10月11日になりました。東北電力が追加工事完了後まで再稼働を延期したことは当然だと受けとめていますが、回答に至る経過については率直に言って不満が残るものでした。

一連の経過と、東北電力の回答に対する見解を発表するものです。

1, 東京電力が規制基準「不適合」を認めているのに、東北電力が「不適合」を認めることを避けているのは、県民の納得を得られない

東京電力は、9月1日の開催された新潟県の技術委員会に、柏崎刈羽原発の電線ケーブルの一部で計画したとおりの系統分離がなされていない現状について、規制基準に「不適合」の状態と報告しています。そこで質問書は、現状が基準「不適合」であることについて、確認を求めました。

しかし東北電力は、女川原発が柏崎刈羽原発と同様の状態なのに、基準に「不適合」かどうかについて、明言を避けました。

基準に「不適合」だから、現状のまま再稼働することはできず、基準に適合するように追加工事をするのではないのでしょうか。

このような対応は、県民の理解を得られないと思います。

2, 電線ケーブルの安全対策の問題を通じて、原発の安全対策が有名無実になりつつあることが浮かび上がっている。

規制基準は電線ケーブルの安全対策を求め、技術基準がより具体的に電線管の系統分離を求めています。ところが規制庁の抜き打ち検査で、すでに再稼働していた関西電力の美浜原発3号機で、

十分な系統分離がなされていない設工認「不整合」があることが発覚。その後の調査で、設工認「不整合」が関西電力と九州電力の計11号機でみつき、未対応の電線管の総延長は12kmに達しています（「火災防護対象ケーブルの系統分離に係る原子力規制検査の現状報告及び今後の対応方針」令和5年3月29日）。

ところが原子力規制庁は、傍に燃えやすいものを置かず消火器を置けばよいとして、基準「不適合」の原発を再稼働させ続けています。電力会社が規制基準を守っておらず、原子力規制委員会が規制基準を守らせようとしていない状況で、今年5月の国会で、原発の安全対策が有名無実になりつつあるとする追及がありました。

私ども2団体は、現行の規制基準は世界のレベルとは程遠いと判断していますが、その規制基準さえ守られていないのは論外なので、その立場から規制基準を守ることを求め、「少なくとも追加工事が終わるまでは再稼働を延期すべきだ」と要請したものです。

質問に対する東北電力の回答で、女川原発2号機の電線ケーブルの火災防護対策で設工認との不整合が発生した原因は、規制基準の理解・解釈について、東北電力と原子力規制庁との間で食い違いがあったことによると分かりました。

原発の安全対策を有名無実にさせないために、世論と市民運動がますます求められています。

3, 女川原発の「安全性検討会」(仮称)の設置が重要であることを、あらためて訴える

今回の追加工事の経過から見て、質問書で、県民に対する説明を行うことを求めました。

9月28日の再稼働延期の発表にあたって、宮城県の村井嘉浩知事、石巻市の斉藤正美市長、女川町の須田善明町長が、報道機関お求めに応じて談話・コメントを発表しましたが、共通して「情報公開」「県民への説明」を求めたことが特徴でした。

しかし東北電力の回答は、きわめて消極的でした。

今回の質問書に対する東北電力の対応をみて、「女川原発2号機の安全性検討会」を再設置する必要があることを、あらためて痛感しました。

新潟県は、知事のもとに技術委員会が設置されているため、柏崎刈羽原発の電線管の系統分離に関わる問題についても、委員の求めに応じて東京電力が資料を提出して詳しい説明を行っています。その会議録と資料は公開されており、原発の安全対策に資するものになっています。

しかし宮城県は、再稼働の地元同意にあたっての参考にするために「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」を設置しましたが、その後に解散してしまいました。村井知事は、何かあったら「女川原子力発電所環境保全監視協議会」で対応すると言っていますが、同協議会は温排水や放射能の環境への影響を監視することが主たる役割で、設置目的がまったく違います。実際に、8月31日に開催された会合に、東北電力から電線管の系統分離についての報告が行なわれましたが、説明は5分程度で資料はわずか、委員からの質問・発言は一切ありませんでした。新潟県の技術委員会とは比較になりません

女川原発では、「合格」と「地元同意」の後になってから、いろいろな問題が表面化しました。格納容器の一部である圧力抑制室が1千ガルの基準地震動に耐えられないことが分かり、部材を溶接して強度を増す補強工事が行われていますが、期待通りの強度をえることができるかどうか、確認が重要です。とくに、検査制度が改悪されて電力会社の自主検査が基本になったため、住民の不安

にこたえられないと指摘してきました。

女川原発2号機の「安全性に関する検討会」(仮称)を再設置し、使用前事業者検査のデータ等を提出してもらい、独自に安全性を検証することで重大事故を防止し、女川原発に関わる情報公開を進めるよう、あらためて求めるものです。

以上